

計画の趣旨、策定体制と役割、全体スケジュール

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

- 平成26年11月、我が国の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、大都市圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。
- そして、国は平成26年12月27日に、国における人口の現状と将来の姿を展望する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）及び、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）をそれぞれ閣議決定されました。
- これを受けて、地方公共団体においても、長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定するとともに、これを踏まえて、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定するものとしています。

(2) 目的

まち・ひと・しごと創生については、国と地方とが一体となり、中長期的な視点に立って取り組む必要があります。このため、国の長期ビジョン及び総合戦略、県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しつつ、本市の急速な少子高齢化の進展、将来的な人口減少などの課題に対応したまちづくりを着実に推進するため、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定により、「うるま市人口ビジョン」及び「うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「うるま市総合戦略」という。）を平成27年度中に策定します。

なお、島しょ地区は、少子高齢化と人口減少が著しいため、市全体とは別に島しょ地区を対象とした人口ビジョン及び総合戦略を策定します。

(3) うるま市人口ビジョンの策定

1) 位置づけ

本市における人口の現状を分析し、市民の皆様と人口に関する認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示します。

人口ビジョンは、総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上で基礎となる重要なものとして位置づけ、策定します。

2) 計画対象期間

うるま市人口ビジョンの計画対象期間は、国が作成した「長期ビジョン」の期間である平成27年（2015）から平成31年（2019）までの5カ年とします。

3) 計画の構成

(ア) 人口の現状分析

本市の総人口や年齢別人口等の推移、出生、死亡及び移動（転入及び転出）の推移動向、産業別の就業状況や雇用状況などの人口動向に関連する事項について分析を行います。

国立社会保障・人口問題研究所等将来人口推計、市独自の将来人口推計を活用し、計画体使用期間終了までの本市における将来人口の分析を行います。

人口の変化が将来の市民の生活や地域経済・市政に与える影響について分析または考察を行います。

- ① 人口動向分析
- ② 将来人口の推計と分析
- ③ 人口の変化が地域の将来に与える影響

(イ) 人口の将来展望

人口の現状分析結果と課題を踏まえつつ、地域住民の結婚・出産・子育てや移住に関する意識・希望を把握し、目指すべき将来の方向を提示し、自然増減や社会増減の見通しを立て、総人口や年齢3区分別人口等の将来を展望します。

- ① 将来展望に必要な調査・分析
- ② 目指すべき将来の方向
- ③ 人口の将来展望

(4) うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

1) 位置づけ

本市人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた平成27年（2015）年度からの5カ年の目標や施策の基本的な方向を定め、具体的で効果の高い施策を集中的に実施していくための総合戦略を策定します。

2) 計画対象期間

うるま市総合戦略の計画対象期間は、平成27年度（2015）から平成31年度（2019）までの5カ年とします。

3) 計画の構成

(ア) 基本目標

うるま市人口ビジョンを踏まえたうえで、国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの戦略の基本目標を設定します。

【参考】国の総合戦略における基本目標

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しい人の流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 施策に関する基本的方向

政策分野ごとの基本目標を達成するためにどのような施策を推進していくか、施策の基本的方向を設定します。

(ウ) 具体的に実施すべき施策と客観的な指標

施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに計画対象期間（5カ年）のうちに実施する具体的な施策を設定します。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに指標を設定します。

2 策定体制と役割

策定体制は、本市市長・副市長・部長クラスで構成する『推進本部』、本市関係部局の課長クラスで構成する『幹事会』、学識者や関係機関等の代表で構成する『外部関係者会議』からなり、「うるま市人口ビジョン」と「うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を目指します。

(1) うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

○推進本部は、まち・ひと・しごと創生法を踏まえ、うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むことを目的に設置された組織です。主な所掌事務は、次のとおりです。

- ・人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- ・各施策の推進に関する事項
- ・まち・ひと・しごと創生法に関する事項

○構成員は、市長、副市長、教育長、部長、消防長、会計管理者、教育部長、指導部長、水道部長によって構成します。

(2) うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部幹事会

○幹事会は、推進本部の中に設けられた組織で、うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に係る事項について、推進本部の指示する事項について調査及び検討を行う組織です。

○構成員は、企画部長、企画部企画課長、企画部情報課長、福祉部子ども子育て対策室長、経済部商工観光課長、経済部企業立地雇用推進課長、都市計画部都市計画課長、建設部土木課長によって構成します。

(3) うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略外部関係者会議

○専門的見地又は市民の視点や様々な立場からの意見等を広く聴取し、効果的で実効性のあ
る計画を検討することを目的とします。主な検討事項は、次のとおりです。

- ・人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- ・各施策の推進に関する事項
- ・まち・ひと・しごと創生法に関する事項

○委員は、市民、産業・金融・労働・言論のいずれの知見を有する者、学識経験者、地方行政機関及び公共的団体の職員から構成します。

うるま市人口ビジョン及び総合戦略策定体制



